

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

↓参考（当該チェックリスト項目に対し、中心となりうる事業の表示）

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)			R8-目標 (R7評価結果を踏まえて)	R8評価	評価の根拠	R9-目標 (R8評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等)	R7事業実績 (産出：アウトプット)	R7事業実績 (WEBに公開される参考資料)	コア事業【実施課】
1. 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。										
1	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを持っているか？	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部署が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部署が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎の「行政活動全体」に近づくため、意見聴取システムの活用を継続し、総合計画や子どもに関する条例策定での活用に加え、子ども・若者に関わる施策分野を中心に意見聴取の機会を広げる。 あわせて、施策立案や計画策定時に子どもの意見を聴く流れを庁内に定着させ、行政活動全体で子どもの声を反映する仕組みづくりを進める。				子どもの意見を聴く取組は広がりがつつあるものの、全庁的な取組として定着するには至っていない。今後は、総合計画等の全庁横断的な計画に共通理念として位置付けるとともに、施策立案や事業実施の過程で子どもの意見を聴く手順を庁内に定着させる必要がある。 また、子どもの意見聴取オンラインプラットフォームについては、学校現場での円滑な運用を進めるとともに、各部署が施策立案時に活用し、子どもの意見を聴取・反映する流れを庁内に生み出していくことが求められる。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・追分の学校を考える会にかかわる意見聴取	・追分の学校を考える会 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/20167	・CRE、教育課程支援事業【教委】 ・社会教育事業全般【教委】
2	保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	保護者や一般市民向けの啓発・情報発信を継続するとともに、子ども自身への理解促進に向けた取組を進める。 また、CFC研修会を地域住民も対象に実施し、子どもの意見の尊重やCFCの理念に関する理解促進・啓発を図る。					・町広報紙 ・あびらチャンネル ・学園ホームページ運営 ・Facebook運用 ・各種会議・研修登壇	・あびらチャンネル https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPFmSvpSAd9LGJikAw ・学園HP https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1521 ・CFCページ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfc/	・広報活動【教委、総務】
3	子どもの意見の尊重、子ども主体目標は、福祉・教育をはじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員を対象とした研修に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	機会をとらえた様々な研修機会の提供					・新規職員研修 2回（中途採用含む） ・職員（全体）研修 1回 ・その他会内研修 多数		・職員研修計画【総務】 ・研修活動【教委】
4	行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事例について、子どもたちは有聲無言にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事例について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事例の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	声なき意見を拾うためのオンラインプラットフォームの活用を拡大し、子どもの意見表明機会をさらに創出する。 また、施策立案や事業実施の過程で同プラットフォームを活用する流れを庁内に定着させ、より多くの案件で子どもの意見を聴く機会を確保する。				子どもの意見表明機会は創出されつつあるものの、案件数や活用場面は限定的であり、全庁的な仕組みとして定着させる必要がある。 今後は、意見を聴く機会を「確保する」段階から、子どもに公平に意見表明の機会が与えられる仕組みへと転換し、オンラインプラットフォームの活用を庁内で広げていく必要がある。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・追分の学校を考える会にかかわる意見聴取		・CRE、教育課程支援事業【教委】 ・社会教育事業全般【教委】
5	特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	・「特定の属性」に「不登校の方」を含め、意見聴取を進める。 ・意見表明をしにくい環境の子どもが意見できるような場としてオンラインプラットフォームを活用する。 ・安平町こども家庭センターを中心に、支援が必要とする子どもの声を把握し、必要な支援や施策につなげる体制づくりを進める。					・SOSレター ・お悩みポスト ・こども家庭センター		・SOSレター【健康福祉・教委】 ・お悩みポスト【教委】 ・こども家庭センター【健康福祉】
6	赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	◎乳幼児の視点から彼らに関わる子育てを支援する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。					・こども家庭センター ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・こども家庭センター【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】

7	子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続き（遊びや学びの機会への参加手続き等）について意見を述べる（主体的に参加すること）が出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明が可能なこと（遊びや学びの機会があること）を知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	継続的な社会教育・学校教育での意見できる場づくりを進めるほか、学校教育へのさらなる浸透を図るため、モデルケースの作成を進める。			学校教育現場への支援にあたっては、教職員の働き方改革に逆行しないよう配慮しながら、より効果的な支援方法を検討する必要がある。	・社会教育事業全般 ・教育課程支援事業 ・教育課程支援事業（追分小中学校：あびら探究タイム） ・早来学園ルールメイキングプロジェクト		・社会教育事業全般【教委】 ・学校教育全般【教委】
2. 子どもにやさしい法的枠組み すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。									
1	国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものが子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	◎国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用がなされている。 ○国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用に向けて検討がなされている。 △国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、策定・運用がなされていない部分がある。	こども計画の実現に向けて、計画に搭載されている事業を的確に運用していく。				・第3次安平町総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） 【教委】 ・健康あびら21	・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/kakushu-keikaku	・第3次安平町総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・健康あびら21【健康福祉】
2	地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証しているか？	◎子どもの人権を尊重するために充分な仕組みがある ○子どもの人権を尊重するための仕組みがある △子どもの人権を尊重する仕組みについて検討する意向はある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた議論 ・安平町子ども休暇制度の運用を通じ、子どものウェルビーイングや主体的な学びを支える環境づくりを進める。				・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会 ・教育まちづくり委員会 ・安平町子ども休暇制度	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・安平町子ども休暇制度【教委】
3	これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて市民一般の相談や参画の仕組みがある △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて一部の子どもや市民一般の相談や参画の仕組みがある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討 ・子ども休暇制度について、アンケート等により子どもや関係者の意見を把握し、制度改善につなげる。			条例等の見直しや制度運用において、第三者や子ども本人の参画機会をどのように確保するかが課題である。 今後は、「子ども」の参画により一層フォーカスし、意見聴取や参加の仕組みを検討していく必要がある。	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会 ・教育まちづくり委員会 ・安平町子ども休暇制度	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・安平町子ども休暇制度【教委】
4	とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ －いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） －子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一原則に考慮されること －生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 －子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を始めようとしている △法的枠組みはないが、子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される国家的枠組みを遵守している。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において反映されるよう引き続き議論を進める。			まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定	・安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定に向けた議論	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・安平町子ども休暇制度【教委】
5	困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行われたか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある	令和7年度に設置されたこども家庭センターが、困難な状況にある子どもたちの権利侵害に対する相談窓口として機能し、関係機関と連携しながら適切な支援を提供できる体制を構築していく。 また、安平町子どもの教育環境条例（仮称）の策定作業においても、権利救済の仕組みについても検討していく。			権利侵害に対する相談・助言・権利擁護・苦情申立て等に対応できる体制のある権利救済制度の組成	・こども家庭センター		・こども家庭センター【健康福祉】 ・人権擁護委員協議会【健康福祉】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】
3. 子どもの人権を保障する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条例にもとめて策定すること。									
1	地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	◎子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している ○子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある	必要な見直しを適宜行いながら、子どもにやさしいまちづくりに関する内容をアップデートをししていく。			所管部署のみならず、全庁横断的共通の取り組みとして発展させることが難関	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/kakushu-keikaku	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】

2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、N GO、子どもに関係する人々が参加できるよう にするための、幅広い協議は行われたか？	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関 係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われて いる ○戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関 係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検 討を始めている △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関 係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検 討する意向はある	同様の計画策定にあたって は、当事者となる子どもの 意見表明の機会を創出し、 かつ、子どもから高齢者ま での多世代、町内活動団体 などから、これまで以上に 幅広く協議を行っていく。			こういったシチュエーシ ョンや仕組みで子ども等と協 議・意見交換するか細部の 検討を要する。	・まちづくり基本条例	・パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public	・まちづくり基本条例【政策推進】
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤とし ているか？すなわち、経済・社会・文化面、お よび政治面で子ども自身に影響を与えること ―市民として権利が保障されているか？	◎戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤とし、その旨を明文化 している ○戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤としている △戦略は、子どもの権利条約全体を基盤とするための検討又はその 意向がある	次の計画を中心に明文化へ 向けた検討・働きかけ ・基本構想／総合計画			各戦略の策定及び改正のタイ ミングを見計らって明文化 の検討・働きかけを要す る。		・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治 体こども計画（子ども・子育て支援事業 計画））【教委】
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追 いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としている か？	◎戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに 特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象としている ○戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに 特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするよう 検討を始めている △戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに 特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするため の検討の意向がある	各機関（各健診・子ども 園・学校・民協等）連携、 アウトリーチ等での事業展 開も求めた予防の強化に向 けて検討				・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問センター ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策 として位置付けがなされているか？たとえば 、計画は市長や地方議会によって推進されて いるか？	◎理に重要施策として位置づけられ認識されている。 ○重要施策として位置づけられるべき準備が進められている。 △重要施策と位置付けるための検討の意向がある。	維持継続				・基本構想／総合計画	・基本構想／総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】
6	□ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の 基本構想・基本計画と整合性が図られている か？	◎戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を 始めている △戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を する意向はある	維持継続				・基本構想／総合計画	・基本構想／総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】
7	□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連 する、具体的な優先課題と期限付き目標が含ま れているか？	◎戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先 課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先 課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めている △戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先 課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある	維持継続				・基本構想／総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計 画、自治体こども計画（子ど も・子育て支援事業計画））	・基本構想／総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治 体こども計画（子ども・子育て支援事業 計画））【教委】
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び 見直し等のプロセスが掲げられているか？	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセス が掲げられている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセス が掲げられるよう検討を始めている △戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセス が掲げられるよう検討をする意向はある	維持継続				・基本構想／総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計 画、自治体こども計画（子ど も・子育て支援事業計画））	・基本構想／総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治 体こども計画（子ども・子育て支援事業 計画））【教委】
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐に わたる地方行政制度全体を通じて、また子ども たち自身とその家族およびコミュニティ、子 どもに関わるすべての人々に対して十分に知ら されているか？	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度 全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニ ティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされている ○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度 全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニ ティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度 全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニ ティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らするための 検討をする意向はある	維持継続				・まちづくり基本条例	・パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public	・まちづくり基本条例【政策推進】
4. 子どもの人権部門または調整機構 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。									
1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部署 ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在す るか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調 整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調 整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設 置の検討を始めている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調 整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設 置の検討をする意向はある	維持継続					・CFCIページ https://www.town.abira.lg.jp/koso date/anshin-kosodate/cfci	
2	□ その部署は首長直轄の権限行使が可能か？ ○部署は首長直轄の権限行使の検討を始めている △部署は首長直轄の権限行使を 考 検討する意向はある	◎部署は首長直轄の権限行使が可能 ○部署は首長直轄の権限行使の検討を始めている △部署は首長直轄の権限行使を 考 検討する意向はある	町長部署と引続き強度な連 携を図りながら本事業を展 開させる。						

3	□ その部局は、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	◎部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動のみならず他の部局にわたって子どもたちの意見が尊重されている ○部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動について子どもたちの意見が尊重されている △部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある	ひとつでも多くの部局で実施されるようにする。				所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性			
5. 子どもへの影響評価 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。										
1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討又はその意向がある	より「子ども」にフォーカスした手続きが踏まれる条例等を増やしていくとともに、より「子ども」の意見を聞けるような仕組みづくりを進めていく。				所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・まちづくり基本条例【政策推進】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施が一部で行われている △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある	適切なタイミングの検討				早期に実施されるための制度改正が必要なものもある。	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
3	□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか？	◎毎年評価されている。 ○複数年単位で評価されている。 △評価しているが、不定期又は終了時のみ評価されている。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。				毎年評価されるものを増やすことができるか、実現可能性の検討が必要	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35 ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・未来創生委員会【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
4	□ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に言いやられた集団を含めすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある	維持継続					・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
5	□ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において、子どもの参加や意見聴取の機会が担保されるよう調査・検討を進める。 また、オンラインプラットフォームを活用し、条例策定や関連する取組において、子どもの意見を把握する機会を確保する。				子どもの直接参加の範囲や方法、オンラインプラットフォームを含めた意見聴取機会の設け方について検討する必要がある。	・町民自治推進委員会 ・子どものための意見聴取オンラインプラットフォーム	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23	・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・子どものための意見聴取オンラインプラットフォーム【教委】
6	□ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？	◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある	維持継続				より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
6. 子どもに関する予算 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。										
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか？	◎ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる ○ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めようとしている △ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある	維持継続				究極的には直接子どもたちが参画するプロセスが必要			

1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	◎安平町では、新たなNPO、企業等とのパートナーシップを広げることができた ○安平町では、従前から結ばれるNPO、企業等とのパートナーシップを深めている △安平町では、適切なNPO、企業等とのパートナーシップについて検討又はその意向がある	関係のある法人等を増やしていく。				幅広く法人等から理解を得ること。	・NPO法人アビーススポーツクラブ様 ・三菱マテリアル株式会社様 ・学校法人リズム学園様 ・NPO法人遊び場ネットワーク様 ・社会福祉法人追分福祉会様 ・遊び場oh!援隊様 ・株式会社FoundingBase様 ・NPO法人ボラーナ様	・CFC研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・教育魅力化推進事業【教委】 ・サバイバルキャンプ【教委】
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	◎ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向がある	適切なパートナーシップの維持継続					・子ども園との木育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・あびら教育プラン ・サバイバルキャンプ事業	・CFC研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・あびら教育プラン【教委・政策推進】 ・サバイバルキャンプ【教委】
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	◎子ども・若者主導のNPO等が実際に奨励支援されている ○子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はある △子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はその意向がある	維持継続				より子ども・若者支援に特化していく仕組みの検討	・まちづくり事業支援交付金 ・地域おこし協力隊制度	・まちづくり事業支援交付金【政策推進】 ・地域おこし協力隊制度【政策推進】
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッション——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッション——を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッション——を設置の検討を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッション——を設置の意向がある	当該機関の機能等の理解から始める。				こども基本法との整合性や、実際の必要性から検討		

10. 当該自治体にとって特有の項目
 日本型CFCモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目

安平町にとって特有の項目
『学校現場におけるCRE導入と、子どもの権利条例の制定』

1	□町立学校の教職員の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	中学生のまちづくり授業および教職員向けCFC研修会を継続的に支援し、子どもの権利に関する教職員の理解をさらに深めていく。				教職員にとどまらず、究極的には保護者を含む地域の大人へと子どもの権利に関する理解を広げていくための事業展開が必要である。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・安平町CFC研修会	【教委】
2	□町立学校の児童生徒の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援、子どもの権利に関する授業の実施していく。					・ルールメイキングプロジェクト ・校則改定委員会	【教委】
3	□町立学校にCRE（Child Rights Education）が導入されたか？	◎他のクラスにも導入された／見込みが立った ○特定のクラスに導入された／見込みが立った △導入するための協議を開始した	上記2項目に同じ				既存事業の応用発展	上記2項目に同じ	【教委】
4	□町長公約にある子どもの権利に関する条例制定が実現できたか？	◎制定された／見込みが立った ○制定に向けた具体的な作業に着手した。 △制定に向けて、調査・研究が開始された。	子ども環境教育条例（仮称）を策定する。				とりわけ意見表明権と遊ぶ権利の発展	・ロードマップ制定 ・実施計画採択	【教委】
5	□条例制定に子どもの意見が反映されているか？	◎あらゆる部分で子どもの意見を取り入れ進められている ○一部子どもの意見を取り入れ進められている △子どもの立場を想像して進められている／進められる予定である	同上				条例制定後も意見表明権を確保する仕組みが必要	同上	【教委】

集計	該当数	割合	割合2
◎	0	#DIV/0!	#DIV/0!
○	0	#DIV/0!	
△	0	#DIV/0!	
—	0	#DIV/0!	
計	0	#DIV/0!	#DIV/0!